

令和8年7月24日(金)
特別支援教育課

スクールバスの安全体制整備について

1 概 要

令和8年6月17日に発生した事案を踏まえ、運行手順・確認体制・マニュアル等を見直し、実効性ある対策を実施したものの。

2 事案の概要

発生日・時間帯：令和8年6月17日(水)／登校便

対象：県立特別支援学校スクールバス利用児童1名

状況：登校時の運行において、眠っていた当該児童がバス内に50分間取り残された。
健康被害はなく、現在まで通常通り授業に参加している。

3 原 因

- (1) 委託運行业者運転手・添乗員の置き去り防止安全装置の不適切な使用と運行业務内容の不徹底
- (2) 運転手・添乗員と教員による児童生徒の乗車情報を共有する仕組みの不徹底

4 対応状況

- 6月17日(水) ○県教育委員会よりスクールバスを運行する全ての特別支援学校長へ安全管理の注意喚起、置き去り防止安全装置の作動状況を確認
- 6月29日(月) ○臨時特別支援学校長・事務長会議
○県教育委員会より特別支援学校へ対策再徹底についての通知発出
- 7月 3日(金) ○スクールバスを運行する全ての特別支援学校の安全管理点検確認完了
- 7月23日(木) ○当該校保護者説明会

5 再発防止に向けた主な取組(安全体制整備)

- (1) 児童生徒降車後の車内最終確認の徹底
 - スクールバス運行マニュアル等の整備
 - ・運行业者と教職員の役割と責任を明確化
 - ・置き去り防止安全装置の適切な運用手順の徹底
 - ・運行後の最後尾までの車内点検
 - ・乗降後の点呼・名簿確認の徹底及び記録様式の整備
- (2) 定期的な研修・訓練の実施
 - 運転手・添乗員等へ、確認手順、緊急時対応等の研修を実施
 - 教職員への安全管理研修実施及び児童生徒の特性に応じた安全指導・訓練の実施

【問い合わせ先】

特別支援教育課

課長：岡本

課長補佐：後藤 主幹：伊達

TEL 097-506-5545

資料 1

1. 基本方針：「機械任せ・業者任せ」にしない「学校主体」の確認体制の構築

スクールバスの運行業務を外部業者へ委託している場合であっても、乗車している児童生徒の安全管理に関する最終的な責任は学校（教職員）にあることを強く認識すること。安全装置はあくまで「ヒューマンエラーを補完する支援設備」に過ぎず、「人（教職員）による目視確認」が安全担保の原則であることを再認識し、二重・三重の確認体制を構築すること。

2. 学校保健安全法施行規則第 29 条第 2 項

2 幼稚園及び特別支援学校においては、通学を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童生徒等の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童生徒等の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童生徒等の自動車からの降車の際に限る。）を行わなければならない。

3. 安全装置の適切な運用と管理（ガイドラインに基づく取扱い）

ガイドラインに基づき、安全装置の運用について以下の手順を徹底すること。

①日常点検の義務化（運行业者）

運転手は、毎日の運行前（始業前）に、安全装置が正常に作動するか（断線や故障がないか、警報が鳴るか）の動作確認を必ず行い、日常点検表（改訂版）に記録すること。

②万が一の故障時の対応（運行业者・学校）

安全装置の不具合が確認された場合は、即座に県教育委員会へ報告するとともに、修理が完了するまでの間は、教職員による車内確認の人員を増員するなど、代替措置を講じた上で運行すること。

③降車時確認式装置の適正利用（運行业者）

エンジン停止後、運転手等は「車内に残っている児童生徒がいないかを目視で確認しながら」後方へ移動し、ブザー停止ボタンを操作すること。単にボタンを押すことだけを目的とした漫然とした移動を固く禁ずる。

4. 運行业者（運転手・委託添乗員）の役割と責任

運行业者との契約内容及び運行マニュアルを再度確認し、業者側に対しても以下の行動を厳格に義務付け、指導すること。

①降車時の車内巡回と安全装置の作動

終点到着時、運転手等は、必ず車内の最後部まで移動し、座席の隙間や足元に児童生徒の遺留（荷物等含む）がないか確認した上で、安全装置のブザー停止を行うこと。

②学校側（教職員）への確実な引き継ぎ

降車確認の完了後、速やかに学校のバス担当教職員等へ「車内異常なし」の旨を口頭及び書面（乗車名簿等へのチェック）で報告すること。

5. 教職員（学校側）の役割と責任

児童生徒の特性を最も理解しているのは教職員である。以下の役割を確実に遂行すること。

①出迎え時の教職員による最終目視確認

バス到着時、出迎えの教職員は降車介助を行うだけでなく、教職員自らが車内に乗り込み、最後部まで見回って児童生徒が残っていないかを直接目視で最終確認すること（業者と安全装置だけに頼らないための最重要プロセス）。

②乗車名簿と学級点呼の照合（クロスチェック）

- ・バス担当教職員等は、降車した児童生徒の人数と氏名を満遍なく名簿で照合する。
- ・学級担任は、教室での朝の会等で登校状況を確認し、事前の欠席連絡がないまま未登校の児童生徒がいる場合は、即座に（10 分以内に）バス乗車名簿の確認及び保護者への連絡を行い、所在を特定すること。

6. 児童生徒の特性に応じた安全指導・訓練の実施

障がいの特性や発達段階に応じ、万が一車内に閉じ込められた場合の対処法（クラクションを鳴らす、ハザードボタンを押す等）について、実車を用いた指導・訓練を計画的に実施すること。

降車時確認式 (アナログによるヒューマンエラー防止機能)

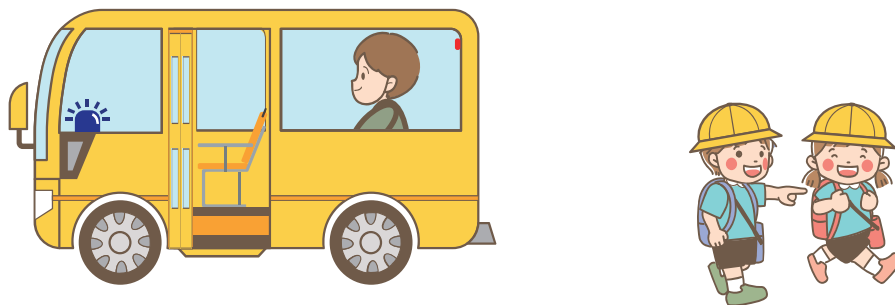
- 1 エンジン停止後に車内ブザー (音声) が鳴りますので、運転手は全座席を見回りながら両後部まで移動してブザー停止ボタンを押して車内ブザー (音声) を止めます。



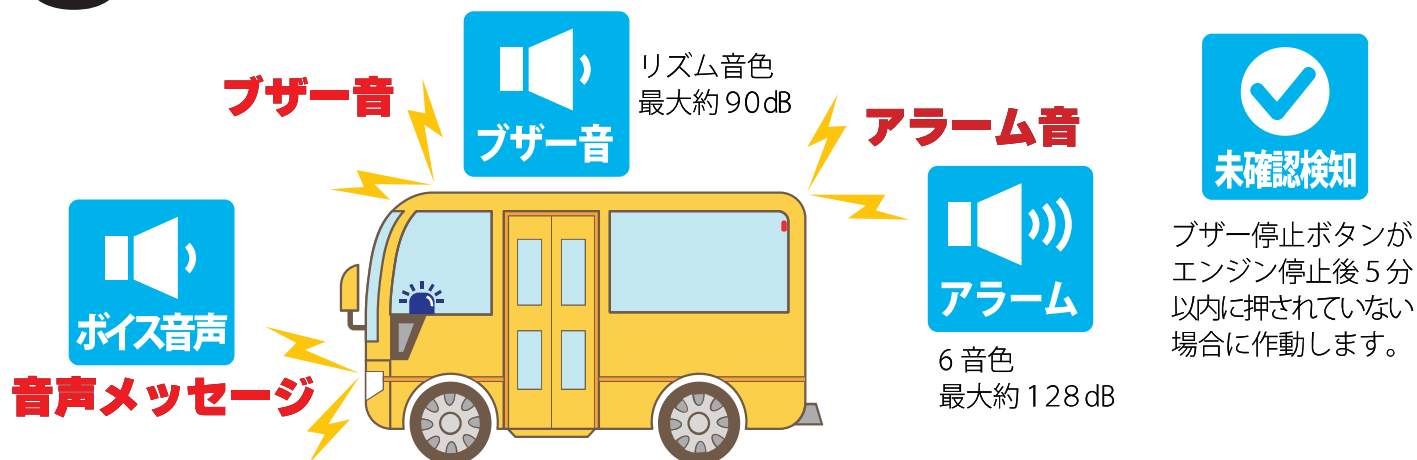
※車内ブザータイプ：BS-700S、BS-700M、BS-700C

※車内音声タイプ：BS-700V

- 2 再度、車内の全座席を見回り終えてから降車します。



- 3 万一、5分以内にブザー停止ボタンを押さずに運転手が降車した場合、未確認検知センサーが検知し、車外アラームを鳴らします。必ずブザー停止ボタンを押してから降車してください。



ヒント

ブザー停止ボタンが押されるまで、5分ごとに30秒間車外アラームが繰り返し鳴り、車内の見回りが完了していないことを周囲に知らせます。必ず車内の見回りを行い、ブザー停止ボタンを押してください。